

○輪之内町耐震シェルター等設置補助金交付要綱

平成29年3月31日
告示第20号

(目的)

第1条 この要綱は、地震による住宅の倒壊から居住者の生命を守ることを目的として、町内の木造住宅に耐震シェルター等を設置する者に対して、輪之内町補助金等交付規則(平成20年輪之内町規則第20号)及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 耐震シェルター等 地震発生時に、居住している住宅の倒壊から自らの命を守るための装置で、公的機関により耐震実験を行い、安全性の評価を受けた耐震シェルター又は防災ベッド(以下「耐震シェルター等」という。)であるとして町長が認めるものをいう。

(2) 補助対象経費 耐震シェルター等の購入、運搬及び設置に要する費用をいう。

(補助の対象建築物)

第3条 補助金の交付を受けて耐震シェルター等を設置する建築物は、次に掲げる要件をすべて満たしたものとす。

(1) 輪之内町木造住宅耐震化促進事業補助金交付要綱(平成18年輪之内町告示第35号。以下「耐震化促進事業補助金交付要綱」という。)第3条に規定する旧基準木造住宅であること。

(2) 輪之内町木造住宅耐震診断事業実施要綱(平成20年輪之内町告示第30号。以下「耐震診断事業実施要綱」という。)第2条第3号に規定する耐震診断において、上部構造評点が1.0未満であり、耐震化促進事業補助金交付要綱第9条に基づく補助金の交付を受けていないこと。

(3) この要綱による補助金の交付を受けて、耐震シェルター等の設置がされていないこと。

(補助の対象者)

第4条 補助金の交付の対象者は、次に掲げる要件をすべて満たしたものとす。

(1) 旧基準木造住宅に居住している者であること。

(2) 町税及び町諸収入金に未納が無い者であること。

(3) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(以下「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)、暴力団員(暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又はこれらと密接な関係を有する者でないこと。

(補助の制限)

第5条 耐震シェルター等は、第3条に規定する補助対象住宅の1階部分に設置するものとし、補助の対象となる台数は、補助対象住宅1戸あたり1台とする。

(補助金の額)

第6条 この要綱による補助額は、補助対象経費の2分の1を乗じた額とする。ただし、補助金の上限額は30万円とし、千円未満の端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助対象経費に係る契約を締結する前に、輪之内町耐震シェルター等設置補助金交付申請書(第1号様式)に、次の各号に掲げる書類を添付して、町長に申請しなければならない。

(1) 木造住宅耐震診断結果報告書の写し(耐震診断事業実施要綱第2条第3号によるものに限る。)、ただし、耐震診断事業実施要綱による耐震診断を受けている住宅については、省略することができる。

(2) 耐震シェルター等の設置に係る見積書等補助対象経費が確認できる書類の写し

(3) 申請者と住宅所有者が異なる場合、耐震シェルター等を設置することについて、住宅所有者が承諾していることを確認できる書類(第2号様式)

(4) 位置図

(5) 平面図(設置予定の部屋を明記する)

(6) 設置予定場所の写真

(7) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定及び通知)

第8条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、輪之内町耐震シェルター等設置補助金交付決定通知書(第3号様式)を、申請者に通知するものとする。

2 町長は、補助金の交付の目的を達成するために、必要があるときは条件を付すことができる。

3 申請者は、第1項の規定による通知を受けた後に、補助事業に着手するものとする。
(補助事業の変更)

第9条 補助金の交付決定を受けた申請者は、交付決定を受けた後に、申請内容の変更をしようとするときは、輪之内町耐震シェルター等設置補助金変更申請書(第4号様式)を、変更内容の分かる書類を添付して、町長に申請しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、輪之内町耐震シェルター等設置補助金変更交付決定通知書(第5号様式)を、申請者に通知するものとする。
(補助事業の取下げ又は取止め)

第10条 申請者は、補助金の交付決定後において、当該申請を取り下げるとき、又は設置を取り止めるときは、輪之内町耐震シェルター等設置補助金取下げ(取止め)届(第6号様式)を、町長に提出しなければならない。
(設置の報告)

第11条 申請者は、耐震シェルター等の設置が完了したときは、設置が完了した日から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定があった日の属する年度の2月末日のいずれか早い期日までに、輪之内町耐震シェルター等設置補助金完了報告書(第7号様式)に、次の各号に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 耐震シェルター等の設置に係る契約書の写し
- (2) 耐震シェルター等の設置に係る請求書又は領収書の写し
- (3) 設置前、設置中及び設置完了後の写真
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(補助金の確定)

第12条 町長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、輪之内町耐震シェルター等設置補助金交付額確定通知書(第8号様式)を、申請者に通知するものとする。
(委任)

第13条 申請者は、前条の規定による通知を受けた後、速やかに輪之内町耐震シェルター等設置補助金交付請求書(第9号様式)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による請求書に基づき、申請者に補助金を交付するものとする。
(交付決定の取消し)

第14条 町長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 申請書その他の提出書類の内容に偽りがあったとき。
- (2) 補助金の交付決定内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、町長が補助金の交付を不相当と認めるとき。

2 町長は、前項に規定により補助金の交付決定の一部又は全部を取り消す場合は、輪之内町耐震シェルター等設置補助金交付決定(一部)取消通知書(第10号様式)を、申請者に通知するものとする。
(補助金の返還)

第15条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。
(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

第1号様式（第7条関係）

年 月 日

輪之内町長

様

申請者 住所

氏名

印

電話

輪之内町耐震シェルター等設置補助金交付申請書

輪之内町耐震シェルター等設置補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり申請します。

記

補助金申請額		円
設置予定装置	耐震シェルター ・ 防災ベッド	
補 助	所在地	輪之内町
	建築年月日	(明治・大正・昭和) 年 月
対 象	耐震診断 判定値	1階 X方向 () Y方向 ()
		2階 X方向 () Y方向 ()
建 築 物	所有者	住所
	(申請者と異なる 場合)	電話
		氏名
設置予定期間	年 月 日から 年 月 日まで	
設置業者	住所	
	電話	
	会社名	担当

添付書類

- (1) 木造住宅耐震診断結果報告書等の写し
- (2) 耐震シェルター等の設置に係る見積書（設置業者の記名、捺印のあるもの）
- (3) 申請者と住宅所有者が異なる場合、耐震シェルター等を設置することについて、住宅所有者が承諾していることを確認できる書類（第2号様式）
- (4) 位置図
- (5) 平面図（設置予定場所を明記する）
- (6) 設置予定場所の写真
- (7) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

第2号様式（第7条関係）

輪之内町長 様

私は、（補助対象建築物所在地） _____ の木造住宅に

（耐震シェルター・防災ベッド）を設置することを承諾いたします。

（住宅所有者）

住 所

氏 名

Ⓢ

電 話

第3号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

住所
氏名

様

輪之内町長



輪之内町耐震シェルター等設置補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のありました輪之内町耐震シェルター等設置補助金の交付については、輪之内町耐震シェルター等設置補助金交付要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり決定いたします。

記

補助金交付決定額		円
設置予定装置	耐震シェルター ・ 防災ベッド	
補助対象建築物 所在地	輪之内町	

ただし、以下の条件を付すものとする。

第4号様式（第9条関係）

年 月 日

輪之内町長 様

申請者 住所

氏名



電話

輪之内町耐震シェルター等設置補助金変更申請書

年 月 日付 第 号で補助金の交付決定を受けた、(耐震シェルター・防災ベッド)設置につきまして、下記のとおり内容を変更したいので、輪之内町耐震シェルター等設置補助金交付要綱第9条第1項の規定により申請します。

記

補助金変更申請額		円
①変更前補助対象限度額		円
②変更後補助対象限度額		円
設置予定装置	耐震シェルター ・ 防災ベッド	
変更内容	変更前	
	変更後	
	変更理由	
設置予定期間	年 月 日から 年 月 日まで	

第5号様式（第9条関係）

第 号
年 月 日

住所
氏名

様

輪之内町長



輪之内町耐震シェルター等設置補助金変更交付決定通知書

年 月 日付 第 号で通知した補助金交付決定については、輪之内町耐震シェルター等設置補助金交付要綱第9条第2項の規定により、下記のとおり変更いたします。

記

補助金交付決定額		円
設置予定装置	耐震シェルター ・ 防災ベッド	
補助対象建築物 所在地	輪之内町	

ただし、以下の条件を付すものとする。

第6号様式（第10条関係）

年 月 日

輪之内町長 様

申請者 住所

氏名



電話

輪之内町耐震シェルター等設置補助金取下げ（取止め）届

年 月 日付 第 号で補助金交付決定を受けた（耐震シェルター・
防災ベッド）設置を次のとおり取下げ（取止め）したいので、輪之内町耐震シェルター等設置補
助金交付要綱第10条の規定により届出します。

記

1. 取下げ（取止め）理由

第7号様式（第11条関係）

年 月 日

輪之内町長 様

申請者 住所

氏名 ⑩

電話

輪之内町耐震シェルター等設置補助金完了報告書

年 月 日付 第 号で補助金交付決定を受けた（耐震シェルター・防災ベッド）
設置が完了いたしましたので、輪之内町耐震シェルター等設置補助金交付要綱第11条の規定により、
下記のとおり報告します。

記

補助金交付決定額	円
設置完了装置	耐震シェルター ・ 防災ベッド
補助対象建築物 所在地	輪之内町
設置期間	年 月 日から 年 月 日まで
設置業者	住所 電話 会社名 担当

添付書類

- (1) 耐震シェルター等の設置に係る契約書の写し。
- (2) 耐震シェルター等の設置に係る請求書又は領収書の写し
- (3) 設置前、設置中及び設置完了後の写真
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

第8号様式（第12条関係）

第 号
年 月 日

住所
氏名

様

輪之内町長



輪之内町耐震シェルター等設置補助金交付額確定通知書

年 月 日付で届出された耐震シェルター等設置補助金完了報告書については交付決定の内容に適合していますので、輪之内町耐震シェルター等設置補助金交付要綱第12条の規定に基づき、下記のとおり額を確定します。

記

補助金交付決定額	円
設置装置	耐震シェルター ・ 防災ベッド
補助対象建築物 所在地	輪之内町

第9号様式（第13条関係）

年 月 日

輪之内町長 様

申請者 住所

氏名



電話

輪之内町耐震シェルター等設置補助金交付請求書

輪之内町耐震シェルター等設置補助金交付要綱第13条第1項の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付を請求いたします。

記

請求金額	円
設置完了装置	耐震シェルター ・ 防災ベッド
確定通知書 交付年月日等	年 月 日 第 号
交付決定額	円
口座振込先	_____銀行・信用金庫 _____支店 普通・当座 口座番号 _____ フリガナ 名義人 _____

※申請者と口座名義者が異なる場合は、受領行為について委任状が必要になります。

第10号様式（第14条関係）

第 号
年 月 日

住所
氏名

様

輪之内町長



輪之内町耐震シェルター等設置補助金交付決定（一部）取消通知書

輪之内町耐震シェルター等設置補助金交付要綱第14条第2項の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付決定を（一部）取り消したので通知します。

記

補助金交付決定額	取消前	円
	取消後	円
設置完了装置	耐震シェルター ・ 防災ベッド	
補助対象建築物 所在地	輪之内町	
取消の理由		